

平成26年2月21日

# 教育委員会第2回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第2回定例会記録

◇開会年月日 平成26年2月21日(金曜日) 午後 1時30分開会  
午後 3時12分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員	津嶋 ユウ 君 (委員長職務代行者)
委員	今井 多貴子 君	委員	窪木 好文 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	佐藤 和夫 君	事務局 次長	木村 伸 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	真保 洋 君	副 参 事 (主任指導 主 事)	宍戸 健悦 君
教育総務課長	末永 秀夫 君	学校教育課長兼 市立高等学校 統 合 準 備 室 長	山田 元郎 君
学校管理課長	狩野 之義 君	生涯学習課長	細目 恵寿 君
体育振興課長	橋本 淳 君	学 校 施 設 整 備 室 長	柏 春雄 君

◇書 記

教育総務課 課長補佐	鈴木 憲 君	教育総務課 教 主	山内 龍一郎 君
教育総務課 教 主	阿部 恭子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市立荻浜小学校の休校措置に伴う通学支援について(石巻市立小中学校遠距離通学費補

助金交付要綱の一部を改正する告示)

- ・石巻市立湊第二小学校の閉校式について

#### 報告事項

報告第3号 専決処分の報告について

専決第3号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第4号 石巻市視聴覚センター条例の一部を改正する条例

専決第5号 平成26年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）

専決第6号 就学支援金の支給に関する事務の受託について

#### 審議事項

第7号議案 石巻市いじめ防止基本方針案について

第8号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第9号議案 石巻市いじめ問題対策協議会設置要綱

第10号議案 石巻市生徒指導問題対策協議会設置要綱

第11号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱の一部を改正する訓令

第12号議案 石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会設置要綱を廃止する告示

#### その他

午後 1時30分開会

○委員長（阿部邦英君） 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから平成26年第2回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はありません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は津嶋委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○委員長（阿部邦英君） 本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項の専決処分の報告が4件、審議事項が6件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長からお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） では、私から大川小学校関連及び平成26年石巻市議会第1回定例会、そして学校関係について3件報告いたします。

初めに、大川小学校事故検証委員会ですが、きょう資料でお渡ししております検証委員会の議事録等ございますので、ごらんいただきたいと思います。

今後の日程としまして、2月23日、あさつてに遺族に報告書の説明会を開催します。その検証委員会の室崎委員長が報告書完成の記者会見を予定しているということでございます。

次に、平成26年石巻市議会第1回定例会は、2月18日に開会し、3月20日までの31日間の会期であります。施政方針、平成26年度当初予算、2月補正予算等が審議されます。

なお、内容につきましては、次回、3月の第3回定例会で報告いたします。

次に、3点目ですが、資料でお配りしておりますが、1月31日に飯野川第一小学校と飯野川第二小学校父母教師会長名の連名で両校の統合に係る請願がありました。請願内容について教育委員会としての対応方針の説明会を本日夜開催いたします。

また、門脇小学校の整備計画について、昨年12月に実施した調査結果に基づき検討した結果を3月6日に保護者及び地域の方々に説明いたします。

そのいずれの結果につきましても、3月の第3回定例会で報告をいたします。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して御質問等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ次に進みます。

---

### 石巻市立荻浜小学校の休校措置に伴う通学支援について

○委員長（阿部邦英君） 石巻市立荻浜小学校の休校措置に伴う通学支援について、教育総務課長から報告をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、荻浜小学校の休校措置に伴う通学支援について御説明申し上げます。

表紙番号2の一般事務報告資料の1ページ及び2ページをごらん願います。

荻浜小学校は、平成26年度以降、当面児童の在籍が見込めない状況であることから休校措置を講じることとしておりますが、これに伴い、同校学区内に居住する児童につきましては、学区外の小学校まで通学することになります。

このことから、児童の通学に伴う保護者の経済的負担を軽減することを目的に、石巻市立小・中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正し、荻浜小学校に隣接する万石浦小学校または東浜小学校までの公共交通機関使用料分を通学費として補助を行うものでございます。また、対象児童数は6人で、補助額は234万1,840円と見込んでおります。

なお、当該要綱につきましては、平成26年2月4日付で改正しております。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号3の条例等新旧対照表の1ページをごらん願います。

第2条第1項1号の交付対象者に、荻浜小学校の休校に伴い、「万石浦小学校又は東浜小学校に通学する者」を追加するものでございます。

次に、第2条第2項第1号は、条文に錯誤が生じておりましたことから改めるものでございます。

次に、附則でございますが、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して御質問等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次にまいります。

---

### 石巻市立湊第二小学校の閉校式について

○委員長（阿部邦英君） 石巻市立湊第二小学校の閉校式について、教育総務課長からお願い  
します。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、湊第二小学校閉校式について御説明申し上げます。  
表紙番号2の3ページをごらん願います。

本年度末をもって閉校いたします湊第二小学校につきましては、平成25年石巻市議会第4  
回定例会に、石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例を提案し、議決を得ているところ  
でございます。

その後、同校と閉校式の開催に向けた協議を進めてまいりましたが、日程や内容が決まりま  
したので御報告申し上げます。

湊第二小学校の閉校式は、本年3月24日、月曜日、午後1時30分から湊中学校講堂を会場  
として開催することに決定いたしました。

出席者は、市長を初めとする来賓、教育委員、事務局長を初めとする事務局職員、各小中学  
校教職員、児童・保護者及び一般参列者となっており、100名を超える出席者を見込んでおり  
ます。

式の次第につきましては、開式宣言に始まり、国歌斉唱、教育委員長の式辞、市長・議長及  
び父母教師会会長等の挨拶、来賓紹介、祝電披露、児童の別れの言葉を行うこととしておりま  
す。その後、校長から教育委員長への校旗返納と校歌斉唱を行い、閉式となります。

当日の配車や出発時間につきましては、別途御案内申し上げますので、よろしくお願いを申  
し上げます。

なお、湊第二小学校の敷地に閉校記念碑の設置工事を進めており、間もなく竣工する予定で  
ありますが、閉校記念碑の除幕式につきましては、閉校式当日、湊第二小学校の主催において、  
教職員、児童、父母教師会、地区住民が出席して執り行うこととしております。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして御質問等ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に進みます。

---

### 報告第3号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） 次に、報告事項に入ります。

報告第3号 専決処分報告についての専決第3号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例及び専決第6号 就学支援金の支給に関する事務の受託について、これは関連がありますので、一括して報告を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、専決第3号及び専決第6号について一括して報告を受けたいと思います。

教育総務課長からお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第3号 専決処分報告についてのうち、専決第3号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例及び専決第6号 就学支援金の支給に関する事務の受託について一括で御説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月10日付で異議のない旨専決処分を行いましたので報告するものでございます。

初めに、専決第3号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

石巻市立高等学校の授業料につきましては、平成22年度に公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が公布され、原則不徴収としておりましたが、昨年11月の法律改正により、公立高等学校授業料の不徴収制度と私立高等学校等の就学支援金制度が高等学校等就学支援金制度に一本化されたことから、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止され、保護者の市民税所得割課税額が30万4,200円未満の世帯の生徒に対し高等学校等就学支援金が交付されることとなりました。

これに伴いまして、来年度以降の入学者に係る授業料の徴収について規定するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の4ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表2ページから3ページをごらん願います。

第2条は、就学支援金の支給が月額を対象にしていることから、就学支援金の受給対象となる生徒の授業料と相殺できるよう、授業料に月額を加えるものでございます。

次に、第3条第1項は、不徴収制度の廃止に伴い、全ての生徒から授業料を徴収できるよう

改めるものでございます。

次に、附則第4項は、条例第3条の規定改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成26年4月1日とし、本条例の施行の日前から引き続き石巻市立高等学校に在学する生徒に係る同日以後の授業料の徴収については、なお従前の例によるものとするものでございます。

なお、授業料徴収につきましては、宮城県及び仙台市と同じ扱いとしております。

続きまして、専決第6号 就学支援金の支給に関する事務の受託について御説明申し上げます。

先ほど御説明いたしました法律の改正に伴い、公立高等学校に係る就学支援金支給事務を都道府県が行うこととなりますが、石巻市立高等学校に在学する生徒に係る事務の効率化を図ることを目的として宮城県が行う就学支援金支給事務を、規約を定めて宮城県から受託するものでございます。

規約の内容について御説明いたしますので、表紙番号1の7ページから8ページをごらん願います。

第1条は、宮城県から就学支援金の支給に関する事務を本市に委託することについて規定するものでございます。

第2条は、委託事務の管理及び執行を、本市の条例、規則等の定めるところによるものと規定するものでございます。

第3条は、委託事務に要する経費を宮城県の負担とすることを規定するものでございます。

第4条は、補則でございますが、第1項は、委託事務の管理及び執行に関する条例等の制定又は改廃があったときは、直ちに宮城県知事に通知することを規定し、第2項は、規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は協議して定めることを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、就学支援金の支給に関する事務につきましては、仙台市においても受託する予定でございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明につきまして質疑等はございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次にまいります。

次に、報告第3号 専決処分の報告についての専決第4号 石巻市視聴覚センター条例の一



部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてのうち、専決第4号 石巻市視聴覚センター条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月10日付で異議のない旨専決処分を行いましたので御報告するものでございます。

河北総合センターで持っております視聴覚センターと情報プラザ内にあります放送大学石巻再視聴施設を情報プラザ内にセットで配置することや視聴覚・情報教育に相互の連携を図った運営をすることができますことから、石巻市視聴覚センターを情報プラザ内に移転することとし、石巻市視聴覚センター条例の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の5ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表4ページをごらん願います。

第1条は、石巻市視聴覚センターの設置について規定しているものであります。小塚裏畑54番地を移転することによりまして、小塚58番地に改めるものであります。

次に、附則であります、本条例の施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して御質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、報告第3号 専決処分の報告についての専決第5号 平成26年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についてのうち、専決第5号 平成26年度石巻市一般会計予算（教育委員会の事務に係る部分）について御説明を申し上げます。

表紙番号1の1ページから3ページ及び6ページをごらん願います。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんで

したので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月10日付で異議のない旨専決処分を行いましたので報告するものでございます。

それでは、別冊1の平成26年度石巻市一般会計予算書（教育委員会の事務に係る部分）の2ページをごらん願います。

初めに、予算規模についてでございますが、平成26年度の石巻市の一般会計予算総額は2,267億7,000万円で、そのうち教育費は107億4,737万8,000円で、前年度当初と比較いたしますと10億9,386万2,000円の減額となっております。

次に、歳出総括表から項目ごとの内容と前年度予算額との比較等について御説明いたします。

10款教育費、1項教育総務費では、前年度と比較いたしまして3,454万5,000円の増額となっております。これは、主に教職員用コンピューター関係費や特別支援教育事業費の増額によるものでございます。

次に、2項小学校費では、前年度と比較いたしまして11億1,774万円の減額となっております。これは須江小学校校舎増築事業費、湊・渡波小学校再建事業費等の震災復興関連事業費の減額によるものでございます。

次に、3項中学校費では、前年度と比較いたしまして4億903万3,000円の増額となっております。これは、主に桃生中学校水泳プール改修事業費や門脇中学校耐震補強事業費の増額によるものでございます。

次に、4項高等学校費では、前年度と比較いたしまして1億7,641万6,000円の増額となっております。これは、主に高等学校統合整備事業費の増額によるものでございます。

次に、5項幼稚園費では、前年度と比較いたしまして505万4,000円の減額となっております。これは、主に幼稚園管理費の減額によるものでございます。

次に、6項社会教育費では、前年度と比較いたしまして8億3,354万円の増額となっております。これは、主に（仮称）市民文化ホール建設基金費や被災ミュージアム再興事業費等の震災復興関連事業費の増額によるものでございます。

次に、7項保健体育費では、前年度と比較いたしまして7,025万7,000円の減額となっております。これは、主に総合運動公園管理費の減額によるものでございます。

次に、11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費では、前年度と比較いたしまして13億4,134万5,000円の減額となっております。これは、主に被災した湊、渡波小学校、湊中学校等の復旧に係る各災害復旧費の減額によるものでございます。

次に、その他公共施設・公用施設災害復旧費では、本年度は予算要求がございませんでした。

ので、前年度と比較いたしまして1,300万円の減額となっております。これは、主に被災した学校給食センターの災害復旧費の減額によるものでございます。

それでは、次に教育費予算の主な項目について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、歳出から御説明いたしますので、28ページをごらん願います。

1項教育総務費、3目教育指導奨励金の1、実践的防災教育総合支援事業費に203万6,000円を計上しておりますが、これは児童・生徒が災害からみずからを守るために主体的に行動する力を育成するため、実践委員会の実施などの経費を措置したものでございます。

次に、30ページをごらん願います。

4、奨学資金費に5,640万8,000円を計上しておりますが、これは高等学校や専門学校、大学に学ぶ生徒や学生、合わせて100人分の奨学生新規採用枠及びこれまでの奨学生に対する貸付金などの経費を措置したものでございます。

次に、32ページをごらん願います。

7、いじめ・生徒指導問題対策費に76万7,000円を、34ページ、15、問題を抱える子ども等の自立支援事業費に764万9,000円を、18、不登校児童生徒対策費に20万9,000円を、36ページ、7目東日本大震災関係費の4、スクールカウンセラー配置事業費に55万円を、5、ハイスクールカウンセラー配置事業費に187万8,000円を、6、スクールソーシャルワーカー配置事業費に1,722万5,000円を、38ページ、9、震災心のサポート事業費に491万6,000円を計上しておりますが、これはいじめや不登校の問題、児童・生徒や震災により子供を亡くされた遺族の心のケアなどに対応するための経費を措置したものでございます。

次に、32ページにお戻り願います。

10、特別支援教育事業費に5,582万3,000円を計上しておりますが、これは通常学級に在籍し支援が必要とされる児童への個別支援と学級全体の指導の充実を図るため、特別支援教育支援員45名の配置に要する経費を措置したものでございます。さらに、平成26年度では、緊急雇用制度を活用して支援員10名を増員することとしておりますので、合計で55名の配置となる予定でございます。

次に、34ページ、14、幼・保・小連携推進事業費に30万円を計上しておりますが、これは幼稚園・保育所及び小学校の連携推進を図り、それぞれ講師段階で重視すべき教育または保育内容を確認しながらより実効性のある連携及び交流を図るための経費を措置したものでございます。なお、事業は桃生地区を対象とし、桃生幼稚園、桃生保育所、桃生小学校において実施する予定でございます。

次に、17、学力向上研究指定校事業費に26万7,000円を計上しておりますが、これは児童の学力や学習習慣等に関する実態調査から問題を明らかにし、学力向上の具体的な方策を探るための経費を措置したものでございます。なお、事業は指定校となる須江小学校において、平成27年度末まで実施する予定でございます。

次に、19、子どもの未来づくり事業費に360万3,000円を計上しておりますが、これは児童一人の学力の育成と向上を図るための具体的な方策を提示し、確かな学力の育成と学力向上を図るための経費を措置したものでございます。

次に、36ページ、7目東日本大震災関係費の2、震災奨学金給付事業費に756万円を計上しておりますが、これは東日本大震災により親が死亡または行方不明となり、両親がいなくなった小・中・高校生を対象に、就学の支援として石巻市奨学資金貸与基金を活用して奨学資金を給付するための経費を措置したものでございます。なお、平成26年度の対象者数は、小学生8名、中学生8名、高校生13名の計29名を予定しております。

次に、3、防災教育充実事業費に173万8,000円を計上しておりますが、これは、東日本大震災の教訓を生かし本市の実態に即した防災教育を実践するとともに、発達段階に応じた防災対応能力の育成を図り、学校における防災教育の充実に取り組むため、防災教育副読本を作成する経費などを措置したものでございます。

次に、7、学び支援コーディネーター等配置事業費に948万6,000円を計上しておりますが、これは、放課後や週末、夏休みなどの長期休業中に被災地における児童・生徒の学習活動を支援するための経費を措置したものでございます。

次に、42ページ、2項小学校費、1目学校管理費の7、小学校施設維持整備費（学校施設整備室）に5,473万3,000円を、46ページ、4目東日本大震災関係費の7、小学校太陽光発電設備整備事業費に9,760万円を、50ページ、3項中学校費、1目学校管理費の7、中学校施設維持整備費（学校施設整備室）に1,606万4,000円を、54ページ、4目東日本大震災関係費の6、中学校太陽光発電設備整備事業費に1億3,230万円を、58ページ、4項高等学校費、1目学校管理費の8、高等学校施設維持整備費（学校施設整備室）に3,282万7,000円を、60ページ、3目東日本大震災関係費の3、高等学校太陽光発電設備整備事業費に555万円を計上しておりますが、これは、石巻小学校、釜小学校、稲井小学校、門脇中学校、稲井中学校、蛇田中学校、桜坂高等学校に太陽光発電設備を設置するための経費を措置したものでございます。なお、事業を施設維持整備費と太陽光発電設備整備事業費に区分しておりますが、これは国からの財源の関係によるものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

3目学校建設費の2、山下小学校空気調和設備機器等機能復旧事業費に6,320万円を計上しておりますが、これは、老朽化している空気調和設備の更新に要する経費を措置したものでございます。

次に、4、小学校施設防水改修等事業費に6,405万円を、52ページ、3目学校建設費の3、中学校施設防水改修等事業費に3,005万円を計上しておりますが、これは老朽化により雨漏り、雨の吹き込みが著しい湊小学校、中津山第一小学校、飯野川中学校の防水改修に要する経費を措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

4目東日本大震災関係費のうち、被災児童通学支援事業費に2億577万8,000円を、52ページ、3項中学校費、4目東日本大震災関係費のうち、被災生徒通学支援事業費に2億5,477万5,000円を計上しておりますが、これは被災校から代替校までのスクールバス運行及び仮設住宅からのスクールバス運行に要する経費などを措置したものでございます。

次に、44ページにお戻り願います。

2、被災児童就学支援事業費に1億5,713万8,000円を、52ページ、2、被災生徒就学支援事業費に1億4,749万6,000円を計上しておりますが、これは震災により被災し、経済的に就学困難な児童の保護者に就学に必要な費用の一部を援助するための経費を措置したものでございます。

次に、46ページにお戻り願います。

5、北上小学校移転新築事業費に429万8,000円を計上しておりますが、これは石巻市立学校施設災害復旧整備計画に基づき実施する北上小学校学校建設に関する基本構想の策定に当たり、広く市民や専門家の意見を反映させるため、北上小学校建設基本構想検討委員会を設置運営するための経費を措置したものでございます。

次に、6、小学校防災機能強化事業費に2,100万円を、54ページ、7、中学校防災機能強化事業費に5,600万円を計上しておりますが、これは震災時における児童・生徒等のための応急避難場所として必要な機能が発揮できるよう学校施設の防災機能の強化を図ることを目的に天井撤去・落下防止ネットなどの設置といった手法の検証及び改修設計を実施するための経費を措置したものでございます。

なお、平成26年度では、渡波小学校、東浜小学校、飯野川第一小学校、広渕小学校、住吉中学校、湊中学校、青葉中学校、万石浦中学校、河南東中学校、河南西中学校の屋内運動場及

び門脇中学校、湊中学校、万石浦中学校、河南東中学校、河南西中学校の格技場を実施する予定でございます。

次に、52ページにお戻り願います。

2、桃生中学校水泳プール改修事業費に2億4,255万円計上しておりますが、これは施設の老朽化や給排水設備の不浄化が進み、応急的な修繕やメンテナンスによる維持管理が困難な状況であることから、プール施設の全面改築に要する経費を措置したものでございます。

次に、58ページをごらん願います。

4項高等学校費、3目東日本大震災関係費のうち、高等学校統合事業費に833万8,000円を計上しておりますが、これは、石巻市立高等学校統合事業基本計画に基づき、平成27年4月の桜坂高等学校開校に向けて、平成26年度では、学校案内やホームページを作成するほか、統合高校の魅力ある学校づくりプロジェクト事業を実施するための経費を措置したものでございます。

次に、60ページ、2、高等学校統合整備事業費に13億1,995万円を、90ページ、5、高等学校災害復旧費に5億4,405万円を計上しておりますが、これは、統合高等学校整備のため必要な工事費等を措置したものでございます。なお、事業費のうち、市立女子商業高等学校の被災相当分については、国の公立学校施設災害復旧費補助金が適用となる見込みでありますことから、高等学校統合整備事業費と高等学校災害復旧費に分けて計上しております。

次に、64ページにお戻り願います。

5項幼稚園費、1目幼稚園費の7、私立幼稚園就園奨励費に9,920万1,000円を計上しておりますが、これは、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立と私立幼稚園の保護者負担の平準化に要する経費を措置したものでございます。

次に、2目東日本大震災関係費のうち、被災園児通園支援事業費に657万8,000円を計上しておりますが、これは被災した湊幼稚園から代替園である住吉幼稚園までのスクールバス運行経費を措置したものでございます。

次に、66ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費の4、社会教育指導員費に400万6,000円を計上しておりますが、これは、平成25年度に引き続き、2名の社会教育指導員を活用し、家庭教育学級開設事業の転換による家庭教育に関する学習機会の充実と学校、地域、家庭の連携による家庭教育力の向上に要する経費を措置したものでございます。

次に、68ページ、9、子ども読書活動推進費に228万6,000円を計上しておりますが、これは、平成22年度から実施したブックスタート事業や学校図書館及び公民館等で活動している

読み聞かせボランティアなどの連携を強化し、子供の読書環境整備に要する経費を措置したものでございます。

次に、11、まちなか実験室事業費に60万円を計上しておりますが、これは、子供たちが科学的な感性や創造力を磨く機会を提供し、科学に対する興味、関心を高めるため、まちなか実験室を各地区で実施するための経費を措置したものでございます。

次に、12、放課後子ども教室推進事業費に134万円を計上しておりますが、これは、小学校区において放課後や週末、長期休業日等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施するための経費を措置したものでございます。

次に、76ページ、10目河北総合センター費のうち、河北総合センター管理費に1億2,360万円を、11目遊楽館費の1、遊楽館管理費に1億5,783万3,000円を計上しておりますが、これは、平成26年度から指定管理者制度に移行するため、これまでの直営での予算ではなく、指定管理料として措置したものでございます。

次に、12目(仮称)市民文化ホール建設基金費の1、(仮称)市民文化ホール建設基金費に4億11万7,000円を計上しておりますが、これは、現在、基本構想の策定を進めている複合文化施設について、建設時における一般財源負担を軽減するため、予算積み立てに要する経費を措置したものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費の1、震災復興芸術文化事業費に1,404万円を計上しておりますが、これは、市民の心の豊かさの復興のため、仮設住宅集会場での落語公演、カラオケ教室などの芸術文化事業を実施するための経費を措置したものでございます。

次に、78ページ、3、埋蔵文化財発掘調査事業費に4,298万6,000円を計上しておりますが、これは、各種震災復興事業の実施に伴い、必要となる発掘調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、4、応急仮設住宅等移動図書館運営費に334万円を計上しておりますが、これは、仮設住宅で生活している市民に対する移動図書館サービスを実施するための経費を措置したものでございます。

次に、5、被災ミュージアム再興事業費に2億2,615万3,000円を計上しておりますが、これは、被災した石巻文化センター、雄勝硯伝統産業会館、おしかホエールランドの資料を仮保管、再整理、修復するための経費を措置したものでございます。

次に、80ページ、6、齋藤氏庭園修復整備事業費に1億2,781万4,000円を計上しております

すが、これは、被災した国指定名勝齋藤氏庭園内の建造物等の保存修復をするための経費を措置したものでございます。

次に、7、複合文化施設整備事業費に908万8,000円を計上しておりますが、これは、現在基本構想の策定を進めている複合文化施設の基本計画を策定するための経費を措置したものでございます。

次に、8、公民館耐震補強事業費に1億500万円を計上しておりますが、これは、中央公民館の耐震補強に要する経費を措置したものでございます。

次に、82ページ、7項保健体育費、1目保健体育総務費の2、体育奨励費に1,133万1,000円を計上しておりますが、これは、スポーツ推進員報酬や各種スポーツ大会補助金などに要する経費を措置したものでございます。

次に、88ページ、8目東日本大震災関係費のうち、学校給食センター放射性物質対策事業費に382万4,000円を計上しておりますが、これは、学校給食のより一層の安全・安心を確保するため、学校給食に含まれる放射性物質の有無やその量について精密検査を行う経費を措置したものでございます。

次に、2、学校給食センター建設事業費に6,710万円を計上しておりますが、これは、(仮称)石巻東学校給食センター敷地造成工事に要する経費を措置したものでございます。

次に、90ページ、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費の2、小学校災害復旧費(移転新築事業)に8,470万円を、4、中学校災害復旧費(移転新築事業)に1億5,926万円を計上しておりますが、これは、北上小学校、雄勝地区統合小・中学校、渡波中学校の移転新築のため、基本計画や実施計画などに要する経費を措置したものでございます。

次に、92ページ、2目社会教育施設災害復旧費の1、公民館災害復旧費に2,050万円を計上しておりますが、これは、被災した牡鹿公民館を移転復旧するため、基本設計に要する経費を措置したものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、96ページをごらん願います。

各事項について、平成26年度以降の実施に必要な限度額及び期間を設定しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

12款分担金及び負担金、1項負担金、7目教育費負担金に620万円を計上しておりますが、これは適応指導教室運営費他市町負担金及び視聴覚センター運営費他市町負担金を措置したものでございます。

次に、6ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料、8目教育使用料に2,683万2,000円



を計上しておりますが、これは制度改正により、平成26年度から徴収する高等学校授業料のほか、幼稚園保育料、各社会教育施設、保健体育施設使用料を措置したものでございます。

次に、9目行政財産目的外使用料に141万8,000円を計上しておりますが、これは、各教育施設への電力柱や電話柱の設置に伴う占用料を措置したものでございます。

次に、8ページ、2項手数料、5目教育手数料に119万円を計上しておりますが、これは高等学校の入学者選抜手数料及び入学金を措置したものでございます。

次に、10ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金に4,882万6,000円を計上しておりますが、これは旧制度の適用により授業料を徴収しない新2年生、新3年生に係る公立高等学校授業料不徴収交付金を措置したものでございます。

次に、4目の災害復旧費国庫負担金に3億1,933万3,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております高等学校の災害復旧に伴う国からの負担金を措置したものでございます。

次に、12ページ、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金に2億5,679万7,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております就学援助費や桃生中学校プール改修事業、各中学校の耐震補強事業、幼稚園就園奨励費、齋藤氏庭園修復整備事業などに伴う国からの補助金を措置したものでございます。

次に、8目災害復旧費国庫補助金に1億192万2,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております小・中・高等学校の災害復旧に伴う国からの補助金を措置したものでございます。

次に、14ページ、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金に1億639万9,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております小・中・高等学校の太陽光発電設備整備事業に伴う県からの補助金を措置したものでございます。

次に、9目教育費県補助金に8億5,503万3,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております被災児童生徒通学支援事業や就学支援事業、齋藤氏庭園修復整備事業費に伴う県からの補助金を措置したものでございます。

次に、16ページ、3項県委託金、5目教育費委託金に2億7,002万4,000円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております実践的防災教育総合支援事業や学び支援コーディネーター等配置事業、幼・保・小連携推進事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、被災ミュージアム再興事業などに伴う県からの委託金を措置したものでございます。

次に、18ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に364万8,000円を

計上しておりますが、これは、教職員共同住宅貸付収入を措置したものでございます。

次に、2目利子及び配当金に37万3,000円を計上しておりますが、これは各基金の利子収入を措置したものでございます。

次に、20ページ、18款繰入金、1項基金繰入金、4目地域づくり基金繰入金に1億320万円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております石巻小学校水泳プール改修事業、小・中学校施設防水改修等事業、芸術文化振興事業、図書館活動事業、河北総合センター施設整備事業及びスポーツ振興事業に係る基金からの繰入金を措置したものでございます。

次に、5目電源立地地域対策交付金事業基金繰入金に2,700万円を計上しておりますが、これは、牡鹿交流センター管理運営費及び人件費に係る基金からの繰入金を措置したものでございます。

次に、6目がんばる石巻応援基金繰入金に898万7,000円を計上しておりますが、これは小・中学校一般教材に係る基金からの繰入金を措置したものでございます。

次に、7目震災復興基金繰入金に4億3,926万2,000円を計上しておりますが、これは、防災教育充実事業費、スクールカウンセラー配置事業費、小・中・高等学校太陽光発電設備整備事業費等の各種震災復興関連事業に係る基金からの繰入金を措置したものでございます。

次に、8目東日本大震災復興交付金基金繰入金に8億4,376万円を計上しておりますが、これは高等学校統合整備事業、埋蔵文化財発掘調査事業等の各種震災復興事業に係る基金からの繰入金を措置したものでございます。

次に、11目奨学資金基金繰入金に756万円を計上しておりますが、これは震災奨学金給付事業費に係る基金からの繰入金を措置したものでございます。

次に、22ページ、20款諸収入、3項貸付金元利収入、5目教育費貸付金収入に8,132万4,000円を計上しておりますが、これは奨学資金貸付金の元金収入を措置したものでございます。

次に、24ページ、4項雑入、3目雑入に6億5,260万8,000円を計上しておりますが、これは、幼稚園預かり保育料や学校給食費徴収金などを措置したものでございます。

次に、26ページ、21款市債、1項市債、6目教育債に7億7,790万円を計上しておりますが、これは、歳出で計上しております山下小学校空気調和設備機器等機能復旧事業、小・中学校施設防水改修等事業、各小・中学校耐震補強事業、小・中学校防災機能強化事業、桃生中学校水泳プール改築事業、高等学校統合整備事業に係る市債を措置したものでございます。

以上で教育委員会の平成26年度石巻市一般会計予算に係る専決処分の説明を終わります。

○委員長（阿部邦英君） どうもありがとうございました。ただいまの説明に対して御質疑等ございますか。

○委員（津嶋ユウ君） 大変たくさんの御説明なので、いっぱい聞き逃していたのですが、ぜひちょっと確認したいことなのですが、小学校、中学校、高校太陽光発電設備ですけれども、小、中、高とあるのですが、小学校で言えば47ページのところでしょうか。小、中、高とあと出てくるのですが、高校はどこかわかるのですが、小学校と中学校で予算組まれている太陽光発電設備施設工事行われる学校名、お話あったのですが、聞き逃しましたので、もう一度お願いできたら。お願いします。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） 先ほどの説明にもございましたけれども、それぞれの財源によって、小学校の2つの予算を編成しているという状況です。

それで、整備のほうなのですけれども、石巻小学校、それから釜小学校、それから稲井小学校、小学校につきましてはこの3校、それから中学校のほうは、稲井中学校、蛇田中学校、門脇中学校、こういう状況でございます。

○委員（津嶋ユウ君） 3校ずつということですね。

関連してよろしいですか。ということは、今回は小学校3校、中学校3校、あと高校だったので、これは来年度、再来年度と各年に増やしていくという方向なのでしょうか、この設備は。そのことを伺いたいと思います。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） お答えいたします。

平成26年、27年につきましては、その国の財源のほう、そちらのほうがある程度固定なものですから、平成27年までにつきましては、随時それを工事のほうに持っていくという形で、ちなみに平成26年度につきましては、小学校が4校、（津嶋ユウ委員「26年度4校」と呼ぶ）それから中学校が3校、平成27年度が小学校が9校、それから中学校が7校（津嶋ユウ委員「ずっと増えるわけですね」と呼ぶ）を予定してございます。

○委員（津嶋ユウ君） そうすると、そこまでということ。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） あと、平成28年度以降は、随時、先ほどの国の財源とは別の補助金を使って、一応今のところは2校ぐらいつの整備を計画している状況でございます。

○委員（津嶋ユウ君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に進みます。

---

### 第7号議案 石巻市いじめ防止基本方針案について

○委員長（阿部邦英君） 次に、審議事項に入ります。

第7号議案 石巻市いじめ防止基本方針案についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、第7号議案 石巻市いじめ防止基本方針案について御説明申し上げます。

本案につきましては、策定の背景として、昨年6月に滋賀県大津市で発生したいじめ事案等でございます。国において、いじめ防止対策推進法が議員立法によって成立したことがあります。

同法13条において、地方公共団体は、国が策定するいじめ防止基本方針を参酌して、地方いじめ防止基本方針を策定することが努力義務化されております。さらには、国の基本方針が平成25年10月に、宮城県の基本方針が12月に策定されたことから、これを参酌して、市の基本方針を定めるものでございます。

それでは、別冊2の石巻市いじめ防止基本方針（案）の表紙の裏の目次をごらんください。

全部で4つの章から構成されております。基本としては、国・県がいじめ防止基本方針に従った形となっております。

まず、第1章 いじめ防止のための対策の基本的な考え方については、概要を説明しております。この章では、策定の目的、いじめの定義、基本理念、そして関係者の役割等を明記しました。

この章の中では、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市立学校、地域住民、家庭、その他関係者がそれぞれの役割を自覚し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならないと示しました。それにより、それぞれの責任や役割も明確にいたしました。

続いて、第2章 いじめ防止等のために石巻市が実施する施策について説明いたします。

項目が全部で4つございます。1として、いじめ問題対策協議会の設置についてでございます。いじめ問題対策協議会とは、いじめ対策等について各機関等と連携しながら推進していく機関のことです。法の施行により、その設置が努力義務化されました。石巻市としては、いじめ問題対策連絡協議会の設置につきまして、既存のものを名称を変えて実施していきたいと思

っています。

2が、石巻市教育委員会の附属機関の設置であります。いわゆる第三者機関でございます。児童・生徒の自殺等重大事態が発生した際に、主体となって調査する機関のことです。先日も天童市で悲しい事案が発生したばかりでございますので、石巻市としても対応していかなければならないと考えております。

3については、石巻市が実施すべき施策、4が石巻市教育委員会としての取り組みを示しました。

続いて、第3章 いじめ防止等のための学校が実施すべき施策について説明いたします。

柱として3つあります。学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止等の対策のための組織、そして具体的取り組みと3つとなっております。

各学校におけるいじめ基本方針の策定や組織づくりについては、法的に必ずつくらなければならないものとなっております。

第4章の重大事態の対処については、大きく2点です。

1つとして、調査主体や調査組織を示しました。基本的には教育委員会か学校となっておりますが、重大事態が報告された場合は、先ほどから説明しております教育委員会の附属機関にお願いすることになります。

2点目として、石巻市長による再調査ができるということを示しております。これは、大津市のいじめ事案を法律に反映させたものと捉えております。石巻市においても同様に考えていかなければならないという判断から明示しております。

なお、こちらの附属機関については、総務部総務課で担当する方向で現在調整中でございます。

今後の策定スケジュールについては、本日の委員会を受けて、3月上旬の庁議に報告させていただき、その後、各小・中学校に通知するとともに、市の基本方針を参酌しながら、学校いじめ防止基本方針を3月下旬までには策定するような運びで考えております。

以上で、私からの説明は終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（阿部邦英君）** ただいまの説明に対して、御質疑等ございますか。

**○委員（今井多貴子君）** 1ページの中のいじめの定義について、ちょっと確認なのですが、ここに書いてあるので、ちょっとこういうことはいじめに該当するかどうかというのが、ちょっと疑問な点が1点あったので、実は、これは集団と1人とか、1対1とか、いろいろいじめはその点わかりやすい部分については、定義に沿うのかなと思っているのですが、実は、今

徐々に問題になりつつあるのですが、授業の妨害です。小学校で先生の言うことを聞かず、授業を妨害している数人の生徒によって、子供たちに学習の障害が出ていて、学校に行くのが嫌だということが、今ある小学校から出ているのですが、そういう場合というのは、いじめのこの定義の中に入ってくるのかどうか。お母さんたちはちょっと努力というか、保護者が努力して、学校の参観をしたりというところまではいっているようなのですが、こういう場合というのは、いじめの定義の中に入るのかなという、今、このいじめの定義でちょっとわからなかったものですから、そういう場合はどうなのでしょう。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） いじめの定義は、ここはいじめ防止対策推進法に示されているいじめの文言をここに示しているところでございますけれども、例えば小学校あたりのいじめなどを見ていると、親しい友人がある日を境に急に一変してしまったりとかというふうな具体的ないじめなどが学校から上がってくるわけですが、今、授業を妨害して云々という、対子供と子供の部分がちょっと見えてこないで、全体的な部分としては、どちらかという、学級が授業をするのに成立していないというふうな別なほうの、つまりいじめの云々ではなくて、そのような観点で、問題行動の一つとして捉えるような形になるかと思います。

○委員（今井多貴子君） わかりました。

○委員長（阿部邦英君） ほかにありましたら。

○委員（津嶋ユウ君） 最初の御説明でもあったのですが、この石巻市いじめ防止基本方針の全体的な文言は、石巻市とかいう部分以外は、大体は国とか県でつくられている基本方針に基づいているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 基本的に国・県の基本方針を参酌してつくっていますので、大体同じ形になっております。

○委員（津嶋ユウ君） 一番最初の目的、定義、基本理念、ずっとですね。それから2章での実施する施策の具体的な大きな項目などもこういうふうに参考例というか、基本があるわけですね。大体それに基づいているということになりますね。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） はい。

○委員（津嶋ユウ君） というのは、その中にある文言ちょっと変でないのと、私が例えば個々で思っても、これは国から示された文言だとなれば、意見を言っても仕方ないことなので、すね。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） まず、国から始まっている基本

方針の文部科学大臣の決定を受けて、あと県の基本方針案がございまして、石巻市はそれをど  
ちらかという、参酌して、そのまま持ってきている部分も多くございますが、石巻市、例  
えば県教育委員会の附属機関とか、県であれば、県が実施すべきというぐあいになっていると  
ころを、当然石巻市の部分に書きかえるとともに、石巻市のほうで、より現在ある附属機関等  
と関連を得られるように、石巻市の実態にあわせて施策等は直しているところがござい  
ます。

(「補足して説明をさせていただきます」との声あり)

○事務局次長(震災復興担当)(真保 洋君) オリジナリティーがある部分があるとなれば、  
第1章でございまして。第1章の基本的な考え方につきましては、国や県の基本方針に比べて、  
よりオリジナリティーを持って、例えば関係者の役割ですとか、そういったところはオリジ  
ナリティーを持って採用させていただいているという部分でございまして。

ただ、全ての章を通じて、国や県の基本方針のエッセンスについてはきちんと捉え、盛り込  
んでいくということはお伝えをさせていただきたいと思っております。

○委員長(阿部邦英君) ありがとうございます。

ほかにございせんか。

○委員(津嶋ユウ君) 細かいことで気になったところなども申し上げてよろしいのですか。

○委員長(阿部邦英君) よろしいですよ。

○委員(津嶋ユウ君) いろいろと気になったところなどはあったのですが、例えば、1ペー  
ジの出だしも気になったのですがやめておきます、国からの文言だったりしているとしたら。  
3ページの保護者の役割のところなのですが、1行目、「自らの子供に対して、いじめに加わ  
らないように指導に努めるとともに」というところの「加わらないように」というのがちょっ  
と気になったのです。というのは、加わるという表現は、自分の子供が1人でやったというこ  
とでなくて、集団かほかの人たちとやっていて、参加するということですね。だから、おまえ  
は入らないのだぞと保護者が、おまえはまざるなよという言い方ですね。

このいじめを行う側だから、出だしのあたりではいじめを行うという表現で、いじめが行わ  
れなくなるように、いじめを行わずというふうな、全ての児童・生徒がいじめを行わないとい  
うような表現が1ページあたりにはあるので、そのところをどうなのかなと。ここは、保護者  
は、我が子は加わらないようにという、そういう押さえでよろしいのでしょうか、ちょっと疑  
問に思いました。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長(山田元郎君) 押さえとしてはそういう形にな  
りますけれども、文言としては確かにいじめに加わるということで、ちょっと言葉としては。

○委員（津嶋ユウ君） 何かちょっと狭くなるなという、親の気持ちでということなのかなとは思ったのですが、ちょっとそこ1つ気になった点です。

それから、4ページの上から5行目、「当時者間」の「当時」の「時」は、「時」ではなく「事」では。違いますか。そこが気になりました。

それから、どんどんいいですか、それでは。知りたいところを教えてください。

4ページ、今度、石巻市が実施すべき施策のところ、市長が自らのもとに設置する附属機関、先ほどこれ、総務部のほうが担当してというふうなお話でわかったのですが、何かそういうふうな報告などもあって、教育委員会で調査した、その上でまたやる。重大なものだからなのでしょうけれども、そういう段階を経ていると、すごく時間かかるのではないのかなと。それでも重大なことだったら必要なのだという押さえで市長がかかわるということ、市長のもとにも調査機関を置いて、再度調査するということなわけですか。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 再度、市長のほうにお話をしておりますが、その判断というのは市長のほうにあって、場合によってはいろいろな形で、並行していくとか、いろいろなことが今後の中では考えられると思います。そういう点では、あと総務部の総務課のほうと法制担当と整理をしながら、今後どういう形のあり方、ちょっと具体的な部分は考えたいと思っています。

○委員（津嶋ユウ君） 思ったところみんな言っていていいでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） はい、お願いします。

○委員（津嶋ユウ君） 5ページですが、5ページのキのところの3行目、11月にもう「石巻市いじめ防止啓発月間と位置付ける」ということで、このときにいじめ解決一斉キャンペーンを実施するとありますね。このやはり解決というのが気になったのですが、もういじめ解決、最初からもういじめがあったから解決するのだという、やはりこれも狭いなと、言葉の意味として。いじめ防止ではぼやっとし過ぎるから解決という表現になったのかどうか。でも、これも国や県の方針の中でこの言葉で出ていたのか。それから、このキャンペーンを実施するとあるからには、もう既に何か具体的な取り組み、具体例はあるのか、そういうのを知りたいと思いました。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） ちょっと解決という言葉については、私も少し悩んだところですが、石巻市のほうでは昔から、子どもサミットの実施や心のメッセージ集の作成ということで実施しておりました。次年度以降は、やはりこの時期にいろいろな今までやっていたものをまとめて、研修も含めてになるのですけれども、いじめ防止等



のための施策・対策に関する研修会、そういうのもその時期に実施し、あと8月の子どもサミットをリンクさせながら、サミットの提言を生かしながら、その時期にまた各学校で取り組ませたいなということですが、まだ、具体的には担当とこれから中身については少し煮詰めましようと言っているところはございますが、私たちのほうの意識として、ひとつ11月に、やはりこういうふうなものをみんなで取り組んでいくという期間を設けたいなということから、こういうふうな形で示しております。

(「補足して申し上げます」との声あり)

○事務局次長(震災復興担当)(真保 洋君) この石巻市教育委員会の取り組みという部分については、国や県の、特に宮城県ですけれども、この基本方針を参照しながら、しかしながら、市のこれまでの取り組みというものがありますから、その点も踏まえつつ記載をしておるという項目でございます。

とりわけキについては、特に宮城県の方針に記載をしているということではなく、市としてオリジナルの項目として記載したものでありますので、このいじめ解決一斉キャンペーンという部分、我々の発案の言葉としてお伝えをしておるということで御理解いただければと思います。

○委員(津嶋ユウ君) やはり解決がいいですか。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長(山田元郎君) そこはどうでしょうか。私も非常にそのことを言われると、ちょっとどきっと今、してしまったところですが、ちょっと文言については……。

○委員(津嶋ユウ君) 検討していただけたらと思います。

○委員長(阿部邦英君) ほかにありました。

○委員(津嶋ユウ君) もっといいですか。

同じ5ページの②のア、いじめに対する措置の下の丸ポチ1行目の第23条第2項というところの前に、ほかの第何条というときに、その前に法とか、学校教育法とかと、こうつくのですが、ここは何も前についていないのですが、何法かとか、ほかのは皆入っていますね。ここも法ではないのかな。違いますか。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長(山田元郎君) これは法が抜け落ちて、抜けています。すみません。

○委員(津嶋ユウ君) ですね。はい。最初に言っていた法だろうなと思いましたが、はい、わかりました。

一応そこまでで。1人ですみません。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、第7議案 石巻市いじめ防止基本方針案については、若干文言の整理がありますけれども、それを行っていただいて、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第7号議案については原案のとおり可決します。

---

#### 第8号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 続いて、第8号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。学校管理課長から説明をお願いします。

○学校管理課長（狩野之義君） それでは、ただいま上程されました第8号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

改正内容を御説明いたしますので、表紙番号1の10ページ及び表紙番号3、条例等新旧対照表の5ページをごらん願います。

現在、給食費に係ります調定及び徴収に関する事務は、学校管理課と各学校給食センターで行っておりますが、現行の石巻市教育委員会の組織等に関する規則には、学校給食センターの分掌事務に給食費の調定及び徴収に関する取り扱いを規定しておりますが、学校管理課の分掌事務に規定されていないことから、規則第11条の第8号、第9号を1号ずつ繰り下げまして、学校管理課の分掌事務に「給食費の調定及び徴収に関すること」との規定を加えるものでございます。

なお、附則につきましては、本規則を、本年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して御質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第8号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第8号議案については原案のとおり可決い

たします。

---

第 9号議案 石巻市いじめ問題対策協議会設置要綱

第 10号議案 石巻市生徒指導問題対策協議会設置要綱

第 11号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱の一部を改正する訓令

第 12号議案 石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会設置要綱を廃止する告示

○委員長（阿部邦英君） 次に、第9号議案 石巻市いじめ問題対策協議会設置要綱、第10号議案 石巻市生徒指導問題対策協議会設置要綱、第11号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱の一部を改正する訓令及び第12号議案 石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会設置要綱を廃止する告示、これは関連がありますので、一括議題として審議したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第9号議案、第10号議案、第11号議案及び第12号議案について一括して審議をいたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、初めに、第9号議案 石巻市いじめ問題対策協議会設置要綱について説明申し上げますので、表紙番号1の11ページをごらん願います。

第1条、設置目的でございますが、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体と連携を図りながら、児童生徒のいじめ問題に適切に対応するため、対策協議会を設置するものでございます。

第2条は、所掌事務を規定しております。

第3条は、組織ですが、対策協議会の委員は10人以内とし、学識経験者、関係機関等の代表者、推薦者、市立学校の校長等などで構成していることを示しております。

第4条は、委員の任期につきましてでございます。2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間としてございます。

第5条では、委員長、副委員長について規定しており、第6条においては、対策協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長になる旨を、第2項は、必要があれば会議に委員以外の者が出席できるということを規定しております。

第7条では、対策協議会の庶務は、学校教育課において処理する旨を、第8条では、この要綱に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める旨を規定しております。

なお、附則につきましては、本要綱の施行期日を、平成26年4月1日からとするものでございます。

次に、第10号議案 石巻市生徒指導問題対策協議会設置要綱について説明いたしますので、13ページをごらん願います。

本案につきましては、これまで児童生徒のいじめ及び生徒指導上の問題に迅速に対応するため、石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会を設置し、対策を図っておりましたが、第9号議案 石巻市いじめ問題対策協議会の設置に伴い、これまで一つの委員会で対応してきたものを、別々に設置することとしたものでございます。

第1条の設置目的でございますが、児童生徒の「生徒指導上の問題」等に緊急に対応し、万全を期すため、石巻市生徒指導問題対策協議会を設置するものでございます。

第2条は、所掌事務を規定してございます。

第3条は、組織ですが、対策協議会の委員は、10人以内とし、関係機関等の代表者又は推薦者、市立学校の校長等で構成しております。

第4条から第8条まで、及び附則につきましては、先ほど御説明申し上げましたいじめ問題対策協議会と同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

続けて、次に、第11号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱の一部を改正する訓令について説明いたします。

15ページの部分と、それからあわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の6ページをごらん願います。

別表にて規定しております協議会委員のうち、石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会委員を削り、新たに設置する石巻市いじめ問題対策協議会委員を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、本訓令の施行期日を、平成26年4月1日とするものでございます。

最後に、第12号議案 石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会設置要綱を廃止する告示について説明いたしますので、16ページをごらん願います。

本告示につきましては、石巻市いじめ問題対策協議会及び石巻市生徒指導問題対策協議会の設置に伴い、石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会の設置要綱を廃止するものでございます。

附則でございますが、本告示の施行期日を、平成26年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、御質疑等ございますか。

○委員（今井多貴子君） このいじめ問題対策協議会と生徒指導問題対策協議会の中の委員のところの、いじめのほうには学識経験者が入っていて、生徒指導のほうには入っていない理由が1つわからなかったことと、それから、全部聞いてしまいますけれども、あともう一つが、これはさっき私がちょっと質問した中のことなのですけれども、校内暴力等というところがありますが、これは先ほどの私がいじめのところで聞いた部分が、この校内暴力等に入るのかということが1つです。だから、生徒指導問題になりますね。こちらに入るのかなとひとつ思ったことと、それから、これはもし問題があった場合は、この2つの協議会を円を描くと必ず重なってくる部分が出ますね、こんな感じに。この重なった部分の協議会というのは、1年に何回か連携して行われるのかどうかということをごちょっとお聞きしたいと思います。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、まず、学識経験者がこちらには入っていて、こちらには入っていないというところでございますけれども、これまでのいじめ・生徒指導問題対策委員会という形の中では、その中では特に学識経験者的なところはなかったのですけれども、今回、石巻市いじめ問題対策協議会のほうについては、やはりこの内容が、いろいろと国のほうから、いじめ防止基本方針案等からおりてきた中での検討するにつけて、ぜひそういう方を入れて、いろいろなことについて対応していきたいというところから、今回こちらのほうには入れております。

それから、先ほど生徒指導関係のケースとしては、生徒指導問題対策協議会の内容説明という話でしたけれども、まさにそのとおりになるかと思えます。ですから、学校の授業がこういう形で成立しにくいという内容のものがあれば、こちらで話し合いの部分に掲げられるということになります。

なお、これらが、今まではいじめ・生徒指導ということで一つでやっていたわけですが、これからの進め方という中では、今お話ししたとおり、そういうことは想定されるのではないかということから、同じような時期に一緒にやって、その話をまとめるというようなことも、今、担当レベルでは、どうやっていこうかということで検討しているところでございますので、年に3回とか5回とかこれから回数が出てくるかと思えますが、その中で、こちらの部分とこちらの部分が一緒になっている部分については、両方で進められるように、これからの運営の仕方と考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなとい

うふうには思っております。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

○委員（今井多貴子君） それで、その中で、学識経験者が生徒指導問題のほうにもぜひ必要なのではないかと、逆に。ここに掲げている関係機関等の代表者又は推薦者と書いてあるのは、PTA関係かなと思ったのです。PTAの会長とか副会長とか、何かその辺で上がってくるのかな。あと、現石巻市立学校の校長先生だと思います、ここは。あとは教育長が特に必要と認める者というのは別にしても、ここにもやはり経験豊かな学識経験者という方を入れられないものかなと。文言として入らないのかなというのが、ひとつちょっとお願いがありました。入れられたら、ぜひそんな方の知識を現場の指導に要るのではないかなというふうに感じました。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） いじめ問題のほうについては、第2条にお示ししておりますとおり、直面している、いろいろといじめの実態把握というところとか、または関係機関等との連携、そういうようなところで、学識経験というところもある程度重視していたところですが、生徒指導問題対策協議会の所掌のほうでは、やはり市全体、生徒指導上の問題対策等を、一つ一つのケースに対する対応というよりは、全体でのこの方向性の検討とか、研修会の実施等の部分の検討とか、あといろいろないじめ防止の会議等を含めた部分になって、具体的な部分は生徒指導担当者会議とか、学校・警察連絡協議会とか、いろいろな生徒指導のためのさまざまな会議等もございますので、具体的なその中の部分には、そちらの会議等での対応というふうな感じで、こちらのほうは、ちょっともっと上のほうから見るといところから、生徒指導問題対策協議会のほうには、学識経験という形ではない形で示しているところがございますので、いじめ問題対策協議会のほうについては、このいじめ防止基本方針とかそちらの法に基づく部分がございますが、ちょっとその辺のニュアンスが違うということで御理解をいただければと思っております。

○委員（津嶋ユウ君） 10人の内訳みたいなもの。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） すみません、この資料は後でお持ちします。すみません。

○委員長（阿部邦英君） そのほかございませんか。

○委員（津嶋ユウ君） あります。1点です。

今井委員がおっしゃったことともちょっと関連もありそうな気がするのですが、不登校児童生徒対応協議会のほうで、一部を改正する訓令のところ、いじめ・生徒指導問題対策委員会というのがなくなるから、いじめ問題対策協議会の委員が加えられた。でも、やはり生徒指導

問題対策委員は加えられないわけですね、不登校のほうには。それでいいのかなということですが。ただ、今、課長からのお話だと、生徒指導問題対策協議会はより具体的な学校内のことなので云々というふうなお話だったから、そのことで加えられないのかなとも思ったのですが、広く生徒指導、生徒指導ということ自体がすごく広いもので、その中で、特にいじめ問題対策、不登校対策が出てきてはいるのですが、生徒指導問題対策協議会の委員というのも不登校とはかかわらないかな。不登校の協議会に入ってもいいのではないかということと変ですけども、その辺はどうお考えなのかということを知りたいと思います。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） いじめ問題対策協議会の委員と生徒指導問題対策協議会の委員は、何人か多分同じ方になる可能性が非常に高いと思っていますし、協議会の開催もある程度同じ日にして、共通化できる部分は共通化したいなというふうに考えているところでございます。

ですから、この委員のダブっている部分も結構ありますものですから、こちらについては、そのダブっている部分のところということで、そういう形で示して、今回は余り、同じ方になってしまうのですけれども、委員会の幅が広がらないようにということでございます。

それから、今のいじめ・生徒指導問題対策委員会のメンバーですが、こちらのほうは、中身のほうとして、いじめ小委員会と生徒指導小委員会に分かれておりまして、各10名ずつ入っています。それから、地域のほう、人権擁護委員、医師会、それから児童委員、育成会、地域のほうから4名、あと専修大学、PTA協議会、そして校長4名という形になって、10名という形になっております。生徒指導のほうも、ちょっとメンバーがほぼ同じような形に入っております。

ただ、生徒指導のほうには、石巻警察署生活安全課の課長とか、補導委員会のほうの方が入っているというところで違いが出ておりますが、こちらのいじめ小委員会と生徒指導小委員会と今までもなっておりますので、両方合わせれば、約20名弱の組織という形になっております。

○教育長（境 直彦君） むしろはっきり内訳を説明されなければわからない。今年はいじめ小委員会がどうで、生徒指導小委員会がどうでと言わないとわからない。

○委員長（阿部邦英君） 変わるでしょう、これ。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） いじめ小委員会のほうから話をしていきます。役職名を続けて全部で19名お話ししていきます。

石巻市人権擁護委員会協議会人権擁護委員、それから石巻市医師会、石巻市民生委員児童委

員協議会、石巻市子ども会育成会、石巻専修大学、それから石巻市PTA協議会会長となっております。そして、校長先生が、小中校長会から3名と高校側から1名、合計10名になります。

それから生徒指導小委員会のほうについては、同じく地域4名と警察2名、学校3名で、こちらは9名になります。石巻市青少年健全育成市民会議、石巻市町内会連合会、石巻市スポーツ少年団、仙台家庭裁判所石巻支部、これで地域4名、それから警察は、生活安全課長、それから少年補導員協会、小中校長会から校長3名、合計9名です。合計、石巻市いじめ・生徒指導対策委員会委員は19名という形になります。

○委員長（阿部邦英君） はい、ありがとうございました。

そのほか何かございませんか。

○委員（今井多貴子君） このいじめについても生徒指導問題に関しても、すごいデリケートな問題が含まれると思うのです。その分で、この方々には全ての方に守秘義務があるということはありませんね。これは必ずうたってありますね。その確認でした。

○委員長（阿部邦英君） そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第9号議案 石巻市いじめ問題対策協議会設置要綱、第10号議案 石巻市生徒指導問題対策協議会設置要綱、第11号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱の一部を改正する訓令及び第12号議案 石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会設置要綱を廃止する告示は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第9号議案、第10号議案、第11号議案及び第12号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## その他

○委員長（阿部邦英君） 審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、委員方からございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、各課長方から何かありますか。ありませんか。

（発言する者なし）



○委員長（阿部邦英君） では、ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いいたします。

○事務局（鈴木 憲君） では、次回の日程ですけれども、3月定例会は、3月27日木曜日、午後2時開催という予定としております。場所につきましては、本日と同じく本庁室4階庁議室ということで、よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。  
長時間どうもありがとうございました。

午後 3時12分開会

---

教育委員長 阿 部 邦 英  
署名委員 津 嶋 ユ ウ